

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高岡市長 角田 悠紀

|                   |                                |
|-------------------|--------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 高岡市<br>(162027)                |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 二上地区<br>(ハケ、二上、下二上、二上新、谷内、城光寺) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年10月23日<br>(第1回)            |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・対象地区内には、70歳以上で後継者が未定もしくは不明な農地がある。これらの農地を遊休化しないよう受け手の確保を進めていく必要がある。
- ・各農事組合法人で農地の集積を行っているが、人手不足により、現状で手いっぱいである。さらに、企業の定年延長などにより新たな人材が入ってこないことなどから高齢化が進んでおり、担い手の確保が急務である。
- ・畔等の草刈りが大きな負担となっている。負担軽減対策が必要である。
- ・狭隘な土地が多く、耕作の受け手がなかなか見つからない。土地補正の必要がある。
- ・土地補正にかかる費用について、地区内で検討を進める必要がある。
- ・イノシシ対策については電気柵の効果が出ている。
- ・用水路の老朽化が進んでいる。土地改良事業の活用するなどして、修繕する必要がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・米を中心としつつ、麦・大豆等の土地利用型作物の作付け拡大を図る一方、収益性の高い作物の生産や特産加工に取り組んでいく。
- ・JAや県農林振興センターの技術的アドバイスを受けながら、コスト削減の方法や、有機肥料や温暖化に対応した品種の導入を検討する。
- ・米、野菜について、地区住民へ販売する地産地消への取り組みを推進する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 67.0 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 67.0 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                                                                                                            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。可能な場所について集約・集積を進める。</li> <li>・狭隘な農地については、地権者等と協議を行い耕作しやすいよう、畔倒し等の補正に努める。</li> </ul> |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                                                                                                            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の経営農地の集約化を目指し、可能なものから、農地を機構に貸し付けていく。</li> <li>・機構の貸し付けになじまないものについては、引き続き相対で農地貸借を行っていく。</li> </ul>                                 |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                                                                                                             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・畦畔・あぜ道のコンクリート化を検討する。</li> <li>・農業基盤整備事業等を活用した用水路の整備刷新を検討する。</li> <li>・畔の草刈り等については、多面的支払交付金の活用などにより、地域ぐるみで取り組む。</li> </ul>           |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                                                                                                        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進するとともに、集約方針を検討していく。</li> <li>・県内外の非農家や学生などを対象としたワーケーションの取り組みを検討する。</li> </ul>                            |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                                                                                                         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・負担軽減及び作業の効率化のため、検討していく。</li> </ul>                                                                                                  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                      |                                             |                                |                               |
|-----------------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出   | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設             | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

#### 【選択した上記の取組方針】

・イノシシ対策については電気柵の効果が出ている。草刈り等の生息環境管理、電気柵等の侵入防止、捕獲檻による捕獲を地域ぐるみで行うよう努める。  
 ・里山と平地の間に緩衝帯を作るなど、里山の整備を検討する。  
 ・地区内の児童を保護するため、電気柵に対する地区内児童への安全教育を行ったうえでの通学路への電気柵設置を検討する。  
 ・山を囲う柵の導入に向けて、地区として行政に働きかけていく。  
 ・イノシシ被害の情報を共有する協議会を設置し、行政に対策を働きかけていく。  
 ・エコクリーンセンターを活用するとともに、捨て場について地域内で話し合いを進める。  
 ・自動給水栓による水管理、ラジコン草刈り機による草刈りやドローンによる農薬散布などにより、負担軽減及び作業の効率化・効果化に取り組む。  
 ・スマート農業機器の導入にあたっては、補助金を積極的に活用する。ランニングコストについても検討する。